

2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和8年2月26日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第3号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正
について・・・資料1(スポーツ振興課)
 - 日程第5 議案第4号 令和8年度 学校づくりのための重点教育課題(案)
について・・・資料2(教育総務課)
 - 日程第6 報告第3号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料3(教育総務課)
 - 日程第7 報告第4号 令和7年度一般会計補正予算(第8号)について
・・・資料4(教育総務課)
 - 日程第8 その他報告事項
令和7年第4回定例市議会一般質問について
・・・資料5(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 見浪 陽一
教育委員(教育長職務代理者) 足立 義幸
教育委員 富山 昌克
教育委員 原 明子
- 5 教育部出席者 教育部長兼次長 大山 哲也
教育監 寺田 剛
教育総務課長 中村 真也
生涯学習課長 辻野 智一
学校教育課長 田中 守
文化財保護課長 新開 義夫
スポーツ振興課長 八木 淳一
図書館長 國頭 順子
- 6 欠席 教育委員 永井 由美子
- 7 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
- 8 傍聴者 0人

午後4時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、2月定例教育委員会会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よろしく願いいたします。

続きまして、前回令和8年1月22日の定例教育委員会会議録及び臨時教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育長報告を行います。まず、2月17日から令和8年第1回定例市議会が開催されておりますが、教育委員会に関連する案件といたしましては、令和8年度一般会計予算及び令和7年度一般会計補正予算（12号）となっております。

令和8年度一般会計予算案では、総額では294億3,300万円で、前年度比3億2,900万円、1.1%の増額となっております。目的別で見ますと、教育費は25億6,900万円で、全体の8.7%を占めております。

主な内容としましては、まず学校給食費助成事業として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するもので、2,169万2千円を計上しております。

こちらは、令和8年度から国において小学校の給食無償化ということになりましたが、ただ基準額が5,200円ということになっておりますので、小学校の中学年で5,230円、高学年で5,330円ということで、国の基準額を超える部分については、今回この交付金を活用して市が助成することにより、全額を無償化するものです。中学校については、今回無償化の対象外となっておりますが、令和6年度と今回令和8年度からも値上げすることになり、1,210円の値上げ幅があるということで、この分について今回交付金を活用しまして、値上げ1,210円分を補助することで、据え置きとさせていただく形です。

次に、史跡買上げ事業として、1億6,013万円を計上しております。こちらは、史跡国府遺跡の用地について買上げを行い、史跡指定地の公有化を実施するものになります。

次に、市立小学校トイレ洋式化事業として、1,718万8千円を計上しております。こちらは、学校施設の環境整備として、小学校のトイレ洋式化を進めているもので、これにより、総合計画の令和13年度目標である洋式化率80%を、令和8年度でほぼ達成できる見込みになっております。

次に、市立小学校水泳指導民間委託業務として、1,633万3千円を計上しております。こちらは、今年度より藤井寺小学校と道明寺南小学校の2校について、民間委託を実施してきたところですが、令和8年度より藤井寺南小学校と道明寺小学校の2校を追加して計4校で実施する予定となっております。

次に、放課後校庭開放事業として3万4千円を計上しております。こちらは、放課後の子どもたちの居場所の確保やボール遊びができる場所の提供を目指し、藤井

寺西小学校において試験的に放課後の校庭開放を行う予定なのですが、そこでボランティアの方々に子どもたちの出入りを管理していただこうと考えておりました、そのボランティアの方々に対する保険の費用として計上しております。

次に、ブックスタート事業としまして、28万円を計上しております。こちらは、乳幼児と保護者が本に親しむきっかけづくりとして、また読書週間形成の一助として、4か月健診時に絵本を配布しようとするものです。

最後に、市立学校配置検討資料作成業務委託料として757万9千円を計上しております。こちらは、昨年9月議会においても質疑がされましたが、学校の適正配置について、築50年以上の校舎が半数以上になっており、1学年1学級となる学校も出てきている中で、今後どうしていくのか考えていく必要がありますので、例えば今後の人口推計や児童生徒数、建て替え費用といった検討の材料となる資料作成のための委託に係る費用として計上しております。

あともう一点、最初に申しました令和7年度一般会計補正予算（12号）についてですけれども、こちらは今年度に津堂城山古墳に関する用地の買い上げを予定しておりましたが、事情により来年度に繰り越すこととなったため、補正予算に計上したものです。以上報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が2件、報告事項が2件、その他報告事項が1件となっております。

それでは、議案第3号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、八木スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、議案第3号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

昨年12月定例市議会におきまして、本課から上程しておりました、議案「藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について」が可決されたことを受け、これに関連する規則の一部改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。条文及び別表から、「藤井寺市立大和川河川敷西運動広場」を削除するものです。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第3号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第3号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第4号 令和8年度 学校づくりのための重点教育課題（案）につい

て、こちらは私から説明させていただきます。資料2をご覧ください。

重点教育課題につきましては、毎年府から市町村の教育委員会に対する指導助言事項というものが出来てまいりまして、その中で市町村の教育委員会、市町村立の学校に対していろいろとこういうことやってくださいといった項目が出されるのですけれども、そちらを踏まえて、私どもとしては各学校に対して教育重点課題という形でお示しさせてもらって、各学校がこれを受けて学校運営方針とか、経営方針という形で作成され、各校長がそちらに基づいて学校運営をしていくという形になってまいります。

3ページになりますが、今回は追記内容ということで、新しく記載させていただいております。細かいところではいろいろな箇所でも追加等もさせていただいておりますが、項目としましては、大きくは8つの内容となっております。

まず一つ目が、いじめに関することとなります。こちらについては、国においても発表されておりますけれども、いじめ重大事態発生件数が増加しているとのことで、再度、重大事態を防ぐための留意点について確認するという追記させていただいたところです。

二つ目は、これも最近学校での暴力行為に関する動画が結構挙げられていますが、特にSNSを通じたいじめが深刻になっているということで、その点について、いじめの中から敢えて項目を独立させて、SNSを通じたいじめ対策ということで追記させていただきました。

三つ目が、スクリーンタイムについてです。こちらは、全国学力・学習状況調査において、藤井寺市の小中学校におけるスクリーンタイム、要するに4時間以上ゲームをしたり、スマートフォン等を見ている割合が府や全国と比較すると10ポイントぐらい高いということがありますので、その点について何とかしていかないといけないということで追記させていただきました。

四つ目は、給特法において教員の働き方改革ということで、今年度末までに「業務量確保・健康管理措置実施計画」を策定して、働き方改革について進めていく必要があるということになっておりますので、追記させていただいております。

五つ目は、去年の夏頃に教員のSNSグループで女子児童の盗撮画像が共有されたという問題がありましたが、それを受けて児童生徒に対する性暴力事案対策ということで、敢えて追記させていただきました。

六つ目は、同じく去年に立川市において保護者知人が学校に侵入し、教員に暴行するといった今までは考えにくい事案もございましたので、こちらも敢えて追記させていただきました。

七つ目は、最近よく探究学習といったことが言われていたり、あとまさに脳科学が発達してきてスマートフォンの影響だったり運動の効果であったりとかいろいろなことが言われておりますので、そのことに対して追記させていただきました。

最後に8つ目として、人権侵害に関わるような発言やいじめなどが発生しているということで、改めて人権教育の重要性について追記させていただいております。

以上、大きくは8つぐらいの点について追記させていただいております。

次に、少しだけ重点教育課題の中身について説明させていただきますと、4ページになりますが、いじめについて、アンダーラインを引いておりますけれども、重大事態のうち3分の1の490件が、重大事態と認定されるまで学校がいじめとして捉えていなかったということがありましたので、こども家庭庁と文部科学省にお

いて、いじめの重大事態を防ぐための留意事項集というものが公表されています。その中で、いじめを行った児童生徒に対し、単にそのようなことをしてはいけないと伝えることや形式的な謝罪させることで指導を終わらせていませんかとか、児童生徒から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、それを真に受けて大丈夫だということで指導を終わらせていませんかといった、いじめに対する基本的な考え方が書いているので、もう一度この点についてしっかりと各教職員について認識してもらう必要があるということで記載させていただいています。

それから、6ページになりますが、インターネット・SNSを通じたいじめの対応ということで書かせていただいております。こちらは敢えて新たに独立させて書いておりまして、特にインターネットやSNSを通じたいじめについては、アンダーライン②に書いておりますが、不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間にいじめが深刻化しやすかったり、どうしても③のように一人が発信した悪口や攻撃的なメッセージに他者が軽く応じたり賛同することで、ブレーキがかかりにくくなってエスカレートしやすくなるということであつたりとか、その下にも書いておりますけれども、やはりSNS上のやり取りは教員や保護者が気づきにくく、被害が継続しやすいというようなことがあります。

そのために、2段落目の最後に書いておりますけれども、なかなかSNSについては学校だけでは対応できない部分もあるので、SNSの利用に関する指導については、学校だけではなく保護者との連携を行うことが重要であるということに記載させてもらっていきまして、次の7ページの②においては、SNSの利用について、家庭での適切なルール作りの必要性であつたり、それから③において「SOSの出し方に関する教育」をしっかり進めていくことが必要であるとして書いております。こちらは、スクールカウンセラーと連携して、各校において「SOSの出し方に関する教育」というものを進めていっていただこうと考えているところでございます。

それから、9ページの中段ではスクリーンタイムについて書かせていただいております。先ほど申しましたけれども、4時間以上の割合が小学校で全国16.6%に対して、本市は26.6%となっており、中学校では全国17.7%に対して、本市が27.7%となっているということです。これは、やはりアンダーラインを引いている1段落目の最後に書いておりますけれども、家庭学習や睡眠時間の減少といった様々なところに影響しているのではないかなと考えております。ただ、その下の段落で書かせていただいておりますが、諸外国で実施しているようなSNSに対する規制が難しい中で今何ができるかなとなったときに、まずは自分たちでSNSやスマートフォンを使った状況などを振り返ってもらって、子どもたちに気づいてもらうということが重要ではないかなということで、府が作成した「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」なども活用しながら、子どもたちの気づきというものを促していくことが重要であると書かせていただいております。

それから、少し飛んで14ページになりますが、人権教育について、各学校でも教育の中核に据えてしっかりやってもらってはいますし、知識として差別はいけないというようなことについては理解ができていると思われるのですが、なかなか自分事として考えるまでには至っていないのではないかなということで、アンダーラインのところで書かせてもらっておりますけれども、「人権教育の実施にあたっては、当事者の声を聴くことや、他者を傷つける行為をした際には、しっかりと自身の行為を振り返らせることにより、児童生徒自身の気づきを促すことが重要

です。」というような形で書かせていただいております。

それからまた少し飛んで、19ページの上部のアンダーラインのところになりますが、教員の働き方改革ということで、本年3月に策定予定の「業務量管理・健康確保措置実施計画」において、教職員の時間外在校時間に関する目標を定めており、その目標を達成するための取組を示しておりますので、そちらについて学校にもお示しして、取り組んでいただきたいということで書かせていただいております。

そして、20ページの下部のアンダーラインを引いているところになりますが、先ほど申しましたが、立川の事件を受けまして、保護者が暴力を振るう人間と一緒に来校するという想定は今まではあまりしていなくて、外部からの不法侵入ということに対しての対応はあったのですが、保護者が連れてきたらどうしても開けざるを得ないということもありますので、今までのマニュアルが本当に機能するのかわかりと確認してくださいということについて、ここでは書かせていただいております。

また22ページには、こちら先ほど申しましたが、女子児童の盗撮画像などを教員らで構成するグループがSNS上で投稿・共有していたという問題が発生しましたが、これは本当に学校それから教職員の信頼を根底から揺るがす問題だということで、敢えてここでは書かせていただいております。次の23ページの③では、この事件が発生したときにすぐに市教育委員会の通知、それから文部科学省からの通知を出しております、この中で盗撮のための隠しカメラを設置できないように常に教室やトイレを確認することとか、常に整理整頓することでカメラを設置できないような環境にするということを留意してくださいというようなことを書かせていただいております。また④では、「教育職員等による児童生徒への性暴力等の防止のために一未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針」というものを令和7年10月に策定いたしましたけれども、こちらを各学校にお示しして、性暴力防止に関する取組を進めていってくださいということで書かせていただいております。

最後になりますが、26ページにおいて、今回この重点教育課題の中で、いろいろな国の文献、府の資料、市の資料が出てきますので、それを一覧にしておりますことと、最後の辺りには関係する文献をいろいろと掲載させていただいております。例えば、下から12行目のSOSの出し方教育に関する大阪教育大学の先生が書かれた文献をお示しして、学校に読んでいただいて参考にしてもらったり、一番下には小学校の学級担任制をやめたり、宿題や定期テストをやめたりといった学校の当たり前をやめるというようなことをやっておられる、東京都千代田区立麴町中学校の校長先生をやっておられた方の文献を掲載させていただいております。なぜこの文献を入れているかと言いますと、市教育委員会の思いとしましては、学校園に対して従来からの前例踏襲ではなく、やはり新しいことにもしっかりとチャレンジしていただいたいという、そういった提言も含めまして、敢えて最後にこの文献を入れさせてもらっているということでございます。

以上、雑駁な説明となりましたが、これで私からの説明は終わらせていただきます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○富山委員

先日、教育長や教育委員に対する研修会の中の講演でも、講師の方がお話されておりましたが、「言葉を知らなかったら、考えられない」というような考えについて、初めて聞いたので衝撃だったんです。ですので、こういう考え方や見方をどんどん入れていかないといけないと思いますね。ただ単に前年と同じではなくて、先生方に違う指針を見せてあげることによって、違う効果が生まれるかもしれないなと思います。

○見浪教育長

言葉というものは、人に伝えるためにだけと思っていたのですが、確かに考える時にも言葉を使って考えていて、言葉がわからないと頭の中でも考えられないというお話が、衝撃的で目からウロコでした。

先ほどご紹介させていただきました麴町中学校の校長先生をやっておられた方の文献においても、定期テストよりも単元テストの方が子どもたちの知識の定着には意味があるとか、どちらかという定期ではなく、学力テストをする方が知識の定着には意味があるというようなお話は、確かに論理的であると思っています。

委員の皆さま、他に何かご質問等ございますか。

○原委員

最近特に問題となっているところをどんどん盛り込んでいただいている、素晴らしいなと思いました。スクリーンタイムは確かに増えているのですが、学校の授業においてもタブレット学習等が増えてきていますし、家であってもスマートフォンでただSNS等を娯楽で見ているだけなのか、勉強で使っているのか分からない部分があります。ですので、どうしてもスクリーンタイムが長くなるということは仕方がないことなのかなと思っています。

また、私も学校の役員をしている兼ね合いで、先生からいろいろお話を聞いたりする機会があるのですが、以前タブレットを使った英語の授業を見させていただいたときに、すぐに何でも翻訳してしまう生徒がいるとおっしゃっておられました。分からないところを少し調べるだけなら構わないけれども、初めから何でも全部調べたりすることについて規制したりできないものなのかなとも思いましたが、それも難しいようで、先ほどの話と併せて、なかなか大変な問題だなと思います。

○見浪教育長

自分で気づかないと、SNS等を規制しても結局は隠れてやってしまうといったことになりまして、どんどんヘビーユーザーになっていってしまうので、海外では規制という形をとっているのだらうと思っています。最終的には依存症に近いものになってくるので、結局は認知行動療法と言うのでしょうか、自分で使ったときや使う前、使った後はどういう気分だったかなとか、それを自分で振り返ることで、結果的にこのときは何で使ったのか、このときは使う方が良かったかなといったことを、自分で気づくことが重要なのではないかなということが最近よく言われています。

先ほどお話しした府の資料なども、そういったことを考えられるようにセルフチェックシートがあったりとか、それから学校の中での話し合い活動の資料であったりとかを載せていますし、結局は自分で考えたり、話し合いの中で考えて、気づかせ

ていかないと難しいのかなと思っております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

先ほどからスマートフォンの話が出ておりますけれども、スマートフォンはアルコールよりも薬物に近い依存性があると言われてはいますが、どうしても人間が便利になるために発明されたものではありませんので、これからの時代においてもスマートフォンやインターネットがなくなるなんていうことは全然考えられないと思います。

しかし、その危険性をもっと周知させることができるような方法を考えていかないと、やはり便利さだけが優先されてしまって、非常に危うい状態になってしまうのではないかなと思いますので、アナウンスの仕方や啓発の仕方をいろいろ工夫していく必要があるのかなと思いました。

○見浪教育長

それはおっしゃるとおりで、昨年になりますけれども、中学校3校合同で生徒や先生向けに外部の講師の方を招いて、スマートフォンやSNSの危険性について講演会を開いたりさせていただいているのですが、もっと保護者の方も含めて周知していけないといけないなと思っております。

○足立委員

1日4時間も見ているということですが、寝ている時間と学校に行っている時間を除けば、ほぼそれ以外の時間は見ているということになると思うのですが、数年前にこの26ページにも名前の載っている方が講演会でおっしゃっておられたのですが、さすがにそれぐらいの時間になると脳が発達しないらしいです。

例えばですが、1日にそれぐらいスマートフォンを使っている子どもたちの脳の発達がどれぐらいになるのかと言ったら、小学校6年生になったときに小学校4年生ぐらいであるという話もありまして、それは勉強もついていけないだろうと思いますし、それぐらい脳への影響というものがあるようですので、その辺りは親御さんも含めて、本当に便利さといったところばかりではなくて、こんな影響があるよといった少し怖さを感じるぐらいの話をしないと、なかなか自分事というか、リアルに感じられないようなところもあるのかなと思いました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

あと、もう一点言わせていただくと、ここに書いておられる様々な理念が実現していけば、それは素晴らしい教育環境となるだろうとは思いますが、特に先生方ばかりに言うつもりはないのですが、教育というものを担う先生方自身が、まずはここに書いてあることを自分事として捉えていただくということが、すごく重要なのではないかと思います。

先ほど教育長が話をされていた様々な事件に関することも、テレビの中の話だと認識していて、自分の周りで実際にそういうことが起こらないと、少し他人事的な捉え方をしてしまうようなこともあるのかなという気もしますので、それは責められないことではあるとは思いますが、いつ突然発生するかどうかわからない事案ばかりですので、自分事としてしっかりと普段から知識として蓄えておくことが必要なかなとは思いますが、そのためにはやはり時間が必要であると思いますので、働き方改革というものが、質を高めていく上ではすごく大事なことになっていくのかなと感じました。

○見浪教育長

昨年の重点教育課題におきましても、今回の資料で言いますと18ページになりますが、「力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」において働き方改革が重要となるから、そちらを前面に出してほしいというように足立委員はおっしゃっていただきましたし、時間がないと資質・能力を備えた教員の育成は無理があると、まずはやはり能力を育成するための時間が必要だというお考えですよね。

○足立委員

もちろん子どもたちの教育といいますか、成長というものが非常に大事なところにはなるとは思いますけれども、うまくバランスをとってやっていっていただきたいなと思っています。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第4号 令和8年度 学校づくりのための重点教育課題（案）について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第4号 令和8年度 学校づくりのための重点教育課題（案）について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それでは、報告第3号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第3号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和8年1月分の使用承認で専決処理をしたもので

ございます。内容につきましては、資料3の8件でございます。

以上、藤井寺市教育員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第3号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第3号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第4号 令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第4号 令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、一番上になりますが、市全体の補正額としては1億1,630万6千円で、市全体の予算額は294億5,208万5千円となりました。

それより下部には、教育委員会に関する歳出予算についてまとめておりまして、まずは学校教育課から説明をお願いいたします。

○田中学校教育課長

補助金等返還金として1千円がございまして。こちらは、国による令和6年度の子ども子育て支援交付金の交付額が確定したことにより、差額を返還するものです。

なお、本交付金については複数課にまたがり申請しておりますが、学校教育課では小学校3年生、教員、保護者向けに実施しているCAPプログラムの実施に活用しております。

○中村教育総務課長

次に教育総務課分となります。まず、小学校の光熱水費において不足が発生する見込みになりましたので、236万5千円を計上しております。こちらは、猛暑によるエアコンの使用が増えたことと、道明寺東小学校での漏水が影響しております。

次の施設備品ですが、265万6千円を計上しております。こちらは、藤井寺南小学校で令和8年度に学級数が増加することに伴い、放課後児童会として使っていた2部屋のうち1つを学校へ返していただいて普通教室に戻すことによるもので、内容的には児童用・教師用の机・イス、給食の配膳台、テレビなど普通教室として必要な備品をそろえるということと、また、藤井寺西小学校と道明寺小学校において支援教室が増えることに伴いまして、空いている部屋がなく新しい部

屋が用意できないということで、既存の支援教室を半分に間仕切るためのパーティションの購入費用になります。

続きまして、要保護及び準用保護児童援助費で220万円を計上しております。過去の実績から予算化していましたが、認定数が予想よりも多くなる見込みのため増額となったものです。

次に、中学校費の光熱水費で、90万6千円を計上しております。こちらは小学校と同じで、猛暑によるエアコンの使用が増えたことによるものです。

最後に、中学校費の施設備品において、35万4千円を計上しております。こちらも小学校と同じで、道明寺中学校と第三中学校におきまして、支援教室の間仕切りのためのパーティション購入費用となっております。教育総務課は以上です。

次にこども育成課分になりまして、補助金の返還で10万5千円を計上しております。

こちらにつきましては、幼稚園に通う園児の保護者のうち、一定の要件を満たす方を対象とする給食の副食費の補助事業を行っており、実績報告をしたところ差額が生じたため国に返還するものです。

○辻野生涯学習課長

生涯学習課分について、現在、藤井寺南小学校の放課後児童会を学校教室で実施しておりますが、小学校の学級数の増加に対応するため、1教室をシュラホール3階に移設することになりました。また、道明寺東小学校の放課後児童会を2教室開設していますが、利用者増により1教室増設が必要となりましたので、これらの理由により、消耗品費、修繕料、施設備品について計上しております。

まず、消耗品費として、33万5千円を計上しております。内容としましては、ジョイントマット、カラーボックスの購入費用となります。

次に、修繕料53万6千円ですが、内容としましては、電話回線工事、移設に伴う現状復旧作業の費用となっております。

続きまして、施設備品221万5千円ですが、内容としましては、増設に伴う天吊りパッケージエアコンの設置および冷蔵庫、掃除機、液晶テレビや移設に伴うシューズボックスなどの購入費用となります。

最後に、補助金等返還金について、国による令和6年度子ども・子育て支援交付金の交付額が確定したことで返還が必要となったため、その返還額となる61万1千円を計上したものです。生涯学習課は以上となります。

○八木スポーツ振興課長

最後に、スポーツ振興課よりご説明いたします。需用費の光熱水費といたしまして、304万4千円を計上しております。

こちらは、市民総合体育館の耐震補強等工事の実施に伴い、工事期間中の本館の施設利用がなくなることから、令和7年度当初予算時には大幅に減額して計上しておりましたが、心技館利用率の増加や心技館休憩コーナーの空調修繕を行ったことによる電気使用量の増加、また、工事に関する事務所の設営に伴う水道代等の使用料が想定よりも多くかかったことにより、光熱水費に不足が生じることが予想されるため、その不足分を補うために要する経費となります。スポーツ振興課は、以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第4号 令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第4号 令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項、令和7年第4回定例市議会一般質問について、教育部長、教育監、説明願います。

○大山教育部長、寺田教育監

《市議会12月定例会一般質問について報告》

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、令和7年第4回定例市議会一般質問については、以上で終わります。

本日本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、2月定例教育委員会会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後5時44分